

一般財形預金規定

1. (預入れの方法等)

- (1) この預金は、勤労者財産形成貯蓄制度の適用を受け、当金庫と事業主との取決めにもとづき取扱います。
- (2) この預金は、3年以上の期間にわたって、年1回以上定期的に事業主が預金者の給与から天引し、事業主または事務代行団体を通じて預入れるものとします。
- (3) この預金には、預入れ期間中に支払われる勤労者財産形成給付金、勤労者財産形成基金給付金およびその他法令で定める金銭を給付金支払機関、事業主または事務代行団体を通じて預入れできるものとします。
- (4) この預金については、通帳の発行に代え、預入れの残高を年1回以上所定の時期に、書面等により通知します。

2. (預金の種類等)

この預金はあらかじめ指定のあった受入商品の種類（スーパー型・ワイド型）により、次の定期預金として取扱います。

- ① スーパー型を指定した場合は、初回預入日から6か月ごとの応当日を「まとめ日」とし、各預入日から5年以上5年6か月以下の間にある最初のまとめ日を満期日とする「自由金利型定期預金（M型）（以下「スーパー定期」といいます。）」としてお預かりします。
- ② ワイド型を指定した場合は、各預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする「期日指定定期預金（以下「ワイド定期」といいます。）」としてお預かりします。

3. (継続の方法)

- (1) 継続する際に、満期日あるいは最長預入期限が同一の定期預金は、その元利金をとりまとめて、前記2により一口の定期預金を作成し自動的に継続します。
- (2) 満期日あるいは最長預入期限において、新たな預入れがある場合は、これを合算して継続します。
- (3) とりまとめ継続された定期預金も以後同様とします。

4. (預金の支払時期)

- (1) この預金契約による各定期預金は、その満期日以後に利息とともに支払います。
- (2) スーパー定期は、継続停止の申出があった場合に、その満期日以後に支払います。継続を停止するときは、満期日の1か月前までに当店または当金庫本支店に申出てください。
- (3) ワイド定期の満期日は、その預入金額の全部または一部について、据置期間満了日から最長預入期限までの任意の日を、その1か月前までに当店または当金庫本支店に通知することにより定めることができます。ただし、指定された満期日以後に払戻しされないまま1か月を経過するか、またはその間に最長預入期限が到来した場合は、満期日の指定はなかったものとし、引続き自動継続します。

5. (預金の支払方法等)

- (1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、財形預金契約の証（以下「契約の証」といいます。）が発行されている場合は、契約の証とともに

に当店、当金庫の本支店または当金庫が提携した他の労働金庫（以下「提携金庫」といいます。）に提出してください。なお、提携金庫の店舗で払戻す場合には、提携金庫の手続によることとし、その金額は提携金庫が定める金額を限度とします。また提携金庫が利用手数料を定めているときは、所定の利用手数料を支払ってください。

- (2) 前記(1)の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫または提携金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (3) スーパー定期は、満期日が到来しているものを払戻請求額に達するまで次の順序で支払います。ただし、当金庫がやむをえないと認めるときは、満期日前のスーパー定期を同様の順序で解約して支払います。
 - ① 預入日から支払日までの日数が少ないものからとします。
 - ② 預入日から支払日までの日数が同じ場合は、金額の大きいものからとします。
- (4) ワイド定期は、払戻請求額に達するまで次の順序で支払います。なお、その際に据置期間を経過しているものについては、その預入金額の一部支払を可能とします。ただし、当金庫がやむをえないと認めるときは、満期日前または据置期間中のワイド定期を同様の順序で解約して支払います。
 - ① 預入日から支払日までの日数が多いものからとします。
 - ② 預入日から支払日までの日数が同じ場合は、金額の大きいものからとします。

6. (利息)

- (1) 各定期預金の利息は、次のとおり計算します。
 - ① スーパー定期は、預入日から満期日の前日までの日数について、預入日現在における当金庫所定の利率によって6か月複利の方法で計算します。
 - ② ワイド定期は、預入日から満期日（満期日の指定がないときは最長預入期限）の前日までの日数について、預入日現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。

A. 1年以上2年未満	当金庫所定の「2年未満」の利率
B. 2年以上	当金庫所定の「2年以上」の利率
- (2) 前記(1)の利率は、当金庫所定の日に変更します。この場合、新利率は変更日以後に預入れ、または継続される定期預金から適用します。
- (3) 継続を停止したスーパー定期、および満期日を指定したワイド定期の満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数について、解約日における普通預金の利率によって計算します。
- (4) この預金を後記9(1)の規定または後記9(4)の規定により満期日前に解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって次のとおり計算します。
 - ① スーパー定期の場合（6か月複利計算）

A. 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B. 6か月以上1年未満	前記(1)①の利率×30%
C. 1年以上1年6か月未満	前記(1)①の利率×40%
D. 1年6か月以上2年未満	前記(1)①の利率×50%

E. 2年以上2年6か月未満	前記(1)①の利率×60%
F. 2年6か月以上3年未満	前記(1)①の利率×70%
G. 3年以上4年未満	前記(1)①の利率×80%
H. 4年以上5年6か月未満	前記(1)①の利率×90%

② ワイド定期の場合（1年複利計算）

A. 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B. 6か月以上1年未満	前記(1)②Bの利率×40%
C. 1年以上1年6か月未満	前記(1)②Bの利率×50%
D. 1年6か月以上2年未満	前記(1)②Bの利率×60%
E. 2年以上2年6か月未満	前記(1)②Bの利率×70%
F. 2年6か月以上3年未満	前記(1)②Bの利率×90%

(5) 各定期預金は、付利単位を1円、1年を365日として日割で計算します。

7.（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、後記9(4)①から③のいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記9(4)①から③の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

8.（取引の制限等）

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部または全部を制限する場合があります。
- (2) 当金庫は、日本国籍をお持ちでない預金者に対し、在留資格・在留期間（満了日）・国籍の確認のため公的書類の提示を求めることがあります。確認した在留期間（満了日）を超過した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部または全部を制限する場合があります。
- (3) 前2項の各種確認や資料の提出等の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、大量破壊兵器の拡散防止、経済制裁関係法令もしくは当金庫の利用資格等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部または全部を制限する場合があります。
- (4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、大量破壊兵器の拡散防止、経済制裁関係法令もしくは当金庫の利用資格等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

9.（預金の解約等）

- (1) この預金は、当金庫がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約する場合は、当金庫所定の解約請求書に届出の印章により記名押印して、契約の証が発行されている場合は契約の証とともに当店または当金庫本支店に提出してください。

- (3) 前記(2)の解約の手續に加え、当該預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。
- (4) 次の①から③の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他前記AからDに準ずる行為
- (5) この預金が、残高がないまま当金庫所定の期間を経過した場合には、当金庫はこの預金口座を解約することができるものとします。
- (6) この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、大量破壊兵器の拡散防止、経済制裁関係法令もしくは当金庫の利用資格等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。

10. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

11. (転職時等の取扱い)

転職、転勤、出向により財形貯蓄契約にもとづくこの預金の預入れができなくなった場合には、当該事実の生じた日から2年以内に所定の手続を行うことにより、引続き預入れができません。

12. (届出・提示事項の変更、契約の証の再発行等)

- (1) 契約の証や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所、勤め先とその主な業種その他の届出・提示事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によって当店または当金庫本支店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 契約の証または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは契約の証の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 契約の証を再発行する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

13. (印鑑照合)

払戻請求書、解約請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

14. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および契約の証は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

15. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記(1)および(2)と同様に届出てください。
- (4) 前記(1)から(3)の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。
- (5) 前記(1)から(4)の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

16. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) 前記4にかかわらず、この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、または第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保とするために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法

を指定のうえ、契約の証が発行されている場合は、契約の証に届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

- ② 前記①の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する手数料等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

17. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上